

第2章

歴史の写し画としての和平プロセス

——内戦期コートディヴォワール政治における連続性——

佐藤 章

はじめに

西アフリカのコートディヴォワール共和国では、2002年9月に、独立以来初めてとなる内戦が勃発した。この内戦は、それから5年以上経た現在（2008年1月）もなお最終的な解決に至っていない。この間、国土は反乱軍が支配する北部と、政府側が支配する南部に分断された（図1 [p. 96] 参照）。戦闘などによる死者は数千人を数え、70万人にも上る国内避難民が発生しているほか、行政や司法が十分に機能していない地域での住民生活の悪化は著しい。内戦にともなう経済の低迷によって、同国への依存度が高い西アフリカ地域経済にも、多大な悪影響が生じている。

このように複合的な危機として現れているこの内戦が、コートディヴォワールの歴史にとって大きな出来事であることは言うまでもない。はっきりしていることは、今やこの国が、深刻な政治的不安定化の時期を迎えているということである。

1960年の独立以来、コートディヴォワール民主党（Parti démocratique de Côte d'Ivoire: PDCI）の一党制と、F・ウフエ＝ボワニ（Félix Houphouët-Boigny、以下ウフエ）初代大統領のもとで政治的に安定してきたこの国であるが、民主化（1990年）とウフエの死去（1993年）以降、政治情勢は徐々に不安定化

してきた。1999年12月には、独立以来初めてとなる軍事クーデタによりPDCIのH・K・ベディエ（Henri Konan Bédié）第2代大統領が打倒され、R・ゲイ（Robert Guéi）退役准将を首班とする軍事政権が樹立された。2000年10月に民政移管が実現し、野党イヴォワール人民戦線（Front populaire ivoirien: FPI）を率いるL・バボ（Laurent Gbagbo）が大統領に就任したのも東の間、わずか2年あまりで勃発したのが今回の内戦である。

独立以来長らく、サハラ以南アフリカ（以下アフリカ）における「政治的安定の代名詞」とまで称賛されてきたこの国の政治が、なぜ1990年代半ば以降、不安定化の一途をたどったのか。この問題の解明は、コートディヴォワール政治史研究につきつけられた大きな課題である。また、この問題は、独立以後の国家形成過程とその帰結としての現にそこにある国家のあり方、1990年代以降のアフリカでの民主化の展開、同じく1990年代にアフリカで多発した紛争の要因と帰結といった問題群とも関連が深く、その意味で、現代アフリカの国家と政治を全体としてどう捉えるかにもかかわる問題だといえる。

本章では、このような大局的な問題状況をにらみながら、この内戦での和平プロセスにおけるバボ大統領の姿勢に焦点をあて、政治史の観点から掘り下げた分析を行おうとするものである。

総じてアフリカ諸国の内戦には長期化する傾向が見られるが、コートディヴォワール内戦の場合は、比較的早期のうちに基本的な和平合意が確立され、戦闘自体もおおむね停止されながら、なかなか最終的な解決に至っていない点に特徴がある。和平プロセスがこのように停滞してきたことのひとつの背景として注目されてきたのは、バボ大統領と与党FPIによる基本的な和平合意のサボタージュである。ここに言う基本的な和平合意とは、2003年1月に締結された「マルクーシ合意」（Accords de Linas-Marcoussis）である。バボ大統領と与党FPIは、内外からの圧力のもと、いったんはこの合意を受諾したのだが、すぐに翻意し、その後はほぼ一貫して、半ば組織的な妨害策によって同合意の履行に抵抗してきた（佐藤 [2005a]）。

バボ大統領側のこのような態度は、ほかの署名勢力や国際的仲介者から厳しく批判されてきており、和平に対するコミットメントという面で確かに問題が大きい。とはいえ、こういった責任論を過度に強調することは、内戦期政治についての理解を偏ったものとするおそれがある。実際のところ、和平プロセス下の政治は、内戦以前に遡る政治史上の条件と密接に結びついて展開されてきた。その意味で、和平プロセスの停滞をもっぱらマルクーシ合意後のバボ政権の態度からのみ説明するのは、いささか近視眼的なのである。

そもそも、1990年代以降の政治状況とこの内戦は密接な関係を持っており、この内戦の性質を捉えるうえでは、政治史上の既存の条件の連続性に十分に留意する必要がある。内戦期政治に見られる連続性に関しては、これまでも排外主義的イデオロギーの問題や、同国における軍事的秩序ないし軍のあり方といった重要な論点が提起されてきた¹⁾。本章は、これら先行研究を踏まえつつ、これとはやや角度を変えて、従来あまり取り上げられてこなかった、政治制度（憲法）とエリート間の対立構造を着眼点として、内戦期コートデヴォワール政治を政治史の連続性にたづねて理解しようとするものである。また、より一般的な次元から言えば、本章の考察は、和平プロセス下で展開される政治の「ダイナミズム」という論点を示すものとなる。紛争後の時代の政治の基本的条件のあり方を理解するうえで、内戦期政治に注目することの重要性を示すことは、本章のもうひとつの狙いである。

考察では、まず第1節で、内戦全体と基本的和平合意であるマルクーシ合意について情報を整理する。第2節では、バボ大統領の抵抗戦術の基本的条件を提供している、憲法とマルクーシ合意の関係性について分析を加え、それを踏まえて、第3節で、抵抗戦術の実態を見ることとする。第4節と第5節では、エリートの対立構造という面から分析を行う。ここではそれぞれ、バボ大統領の再選可能性と、内戦以前からの有力エリートの賦存状況という観点から、バボ政権の抵抗姿勢の意味を読み解いていく。そして最後に、議論を整理して一定の結論を示したうえで、2007年3月に締結され、マルクーシ・プロセス下での停滞に新たな局面転換をもたらすことになった「ワガド

ウグ合意」(Accords politiques de Ouagadougou) 後の状況に触れながら、今後の展望を示すこととする。

第1節 内戦とマルクーシ合意

コートディヴォワール内戦は、コートディヴォワール愛国運動 (Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire: MPCICI) ほか2勢力からなる反乱軍と、コートディヴォワール政府の間の戦争である (主な動きについては表1を参照)。この内戦は、2002年9月19日の MPCICI の挙兵によって始まり、勃発から5年以上経た今日もなお完全には終結していない。反乱軍は挙兵直後から、内陸部にある同国第2の都市ブアケ (Bouaké) を拠点に同国国土の北半分を支配下に置き⁽²⁾、バボ大統領と与党 FPI が率いる合法政府と対峙してきた (図1参照)。MPCICI 以外の2勢力は、やや遅れて2002年11月末に、リベリア国境部に近い地域で同時に挙兵したもので、実質的に MPCICI 傘下の勢力と見られる⁽³⁾。

反乱軍の中核は、2000年10月の軍事政権崩壊に相前後して国外に逃亡していたエリート兵たちであった。これらエリート兵は、軍事政権下で、ゲイ首班の親衛隊員として台頭し、その後ゲイ首班と反目するなかで国外に逃亡した者たちである。その意味で、この挙兵は、軍事政権の直接の遺産といえることができる (佐藤 [2003])。そのほかに、コートディヴォワール国軍兵士、周辺諸国出身の傭兵、狩人⁽⁴⁾、志願した民間人など、反乱軍兵士の構成は雑多である。和平交渉が本格化してからは、幹事長を名乗る G・ソロ (Guillaume Soro) が事実上のリーダーを務めている⁽⁵⁾。反乱軍3派は、常に統一行動をとっており、和平合意成立以降は、「新勢力」(Forces nouvelles: FN) という名の連合体として行動している。FNのトップもソロが務めている。

この挙兵の目的が政権の奪取にあったことは明白だが⁽⁶⁾、反乱軍側の声明や要求は必ずしも一貫したものではなく、明確な政治的イデオロギーやプログラムにもとづいた挙兵とは見なしがたいところがある⁽⁷⁾。反乱軍が、蜂起

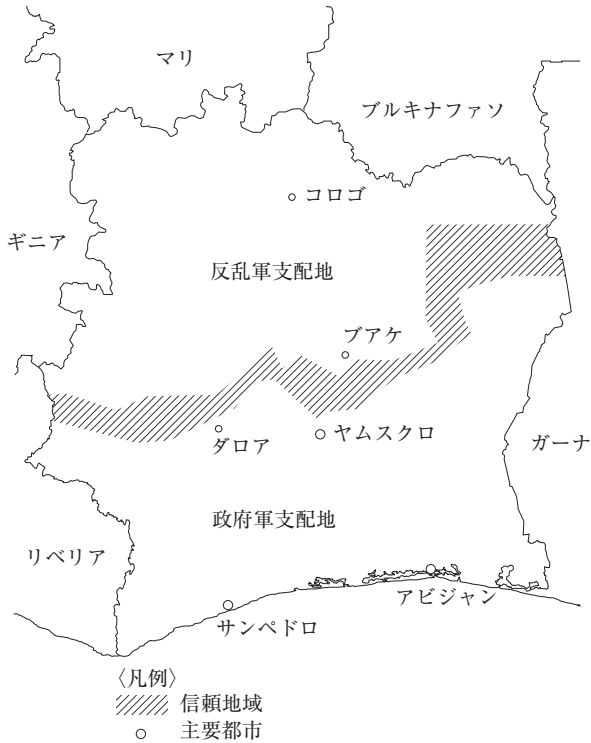
表1 コートディヴォワール政治史略年表

年月日	出来事
1960年8月	PDCI 一党制のもとコートディヴォワール共和国独立
1990年10月	複数政党制にもとづく大統領選挙の実施（民主化）
1993年12月	ウフェ初代大統領（PDCI）死去。同じく PDCI のベディエが大統領就任
1994年9月	PDCI から分離したワタラ派の政党（RDR）が発足
12月	「イヴォワール人性」にかかわる条項を含む改正選挙法制定
1995年10月	ベディエ、大統領に再選。ワタラは出馬断念、バボはボイコット
1999年12月	軍事クーデタによりベディエ政権打倒。ゲイ首班のもと軍事政権発足
2000年7月	第2共和制憲法が国民投票で可決
10月	民政移管の選挙でバボ（FPI）が大統領に当選（軍事政権崩壊）。ワタラとベディエは出馬を認められず
2002年9月19日	コートディヴォワール内戦の勃発。まもなくフランス軍が介入
10月17日	休戦協定の成立。この頃までに反乱軍は MPCIC を名乗る
11月末	さらに2つの反乱軍（MPIGO, MJP）が挙兵
2003年1月24日	マルクーシ合意締結。このころから ECOWAS 派遣団（ECOMICI）も展開開始
11月	政府側の国軍参謀総長解任
2004年3月25日	野党連合のデモをバボ大統領側が武力で弾圧
4月4日	国連 PKO（UNOCI）発足
7月30日	アクラⅢ合意成立
11月上旬	大統領側が休戦協定を破棄し攻撃再開。政府支持者による大規模な反仏暴動が発生
2005年4月6日	プレトリア I 合意成立
10月21日	選挙実施が不可能との判断に立ち、国連安保理決議1633にもとづき、大統領任期が1年延長
2006年11月1日	選挙を実施できず、国連安保理決議1721にもとづき、再度大統領任期が1年延長
2007年3月4日	ワガドゥグ合意締結
6月29日	ソロ首相襲撃事件

（出所） 各種資料にもとづき筆者作成。

直後から常に和平交渉に前向きな姿勢を示し、休戦協定をかなり忠実に遵守している点も、近年のリベリアやシエラレオネの紛争で見られたようなウォーロード（warlord）的武装組織と一線を画する特徴として注目される。これらの特徴から、そもそもの目的であった政権奪取に失敗した後、政府軍による掃討作戦の遅れに乗じて支配地を確立し、そこに立て籠もる形で現在に至ったというのが、内戦の展開過程の整理として妥当である⁽⁸⁾。

図1 国土の分断状況



(出所) 国連事務総長報告 (S/2006/939) 付属地図にもとづき筆者作成。

反乱軍と政府軍の直接の戦闘は、挙兵初日のほか、勃発翌週の政府軍によるブアケ奪還作戦、翌月(2002年10月)の中西部の拠点都市ダロア(Daloa)をめぐる攻防戦など、地理的にも時間的にも限られたいくつかのものにとどまる。早くも2002年10月17日には休戦協定が成立し、この後、フランス軍の「ユニコーン作戦」(Opération Licorne)部隊、西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States: ECOWAS)の派遣部隊(ECOWAS Mission in Côte d'Ivoire: ECOMICI)、国連PKOが順次派遣された。駐留兵力はユニコーン作戦が最大時で4千数百人、ECOMICIを編入する形で発足した国連PKO「国連コートディヴォワール活動」(United Nations Operation in Côte

d'Ivoire: UNOCI) が、同じく最大時で約8000人(軍事要員)である。これら国際的な軍隊は、国連安保理決議にもとづき、政府側、反乱軍側双方の立入りを禁じた緩衝地帯である「信頼地域」(zone of confidence。その区域は図1に示した)を管理してきた⁹⁾。休戦協定違反や信頼地域の侵犯の事例は散発的なものにとどまり、両軍の戦闘はおおむね停止されてきた。

多くの死者と国民避難民が発生していることは冒頭で述べた通りである。治安は全土で恒常的に悪化しており、とりわけ西部地域では、リベリア人傭兵と民兵が関与した住民襲撃事件が多発してきている¹⁰⁾。反乱軍の勢力下にある北部地域と、政府軍支配地ながら混乱が続く西部地域を中心に、基本的な行政サービスが長期間にわたって停止したままである。内戦の長期化は、海外からの投資の減退、労働環境の悪化、流通網の麻痺などによって国民経済、さらには西アフリカ地域経済にも深刻な影響を与えている¹¹⁾。生産と労働の現場が苦境に直面していることは疑いがない。実際、内戦期のコートデブウォール経済は、ほぼゼロ成長の低迷を続けている。

ただ、そのことを踏まえたうえで、経済面で留意しておくべきことは、同国では、近年に激しい内戦を経験した近隣のリベリアやシエラレオネで見られたような、経済の極度のマイナス成長が見られないことである¹²⁾。同国の経済は輸出に大きく依存しているが、輸出総額は内戦下でむしろ増加してきている¹³⁾。このような経済実績と内戦の因果関係についてここで踏み込んだ考察はできないが、政府側が実効支配を続ける国土南半に主要輸出品の生産地が広く残されていることと、戦闘によるインフラの破壊が比較的軽微だったという戦況の観察に照らし合わせると、経済の基軸部門がマクロ的に見て一定の定常性を持って継続している様子をここに読み取ることが可能であろう¹⁴⁾。このことは、より破壊のスケールが大きい他の内戦との比較で、単に破壊の程度の問題にとどまらず、国家財政の連続性や戦後復興のあり方といった質の違いももたらす条件として念頭に置く必要がある¹⁵⁾。

さて、この内戦では、勃発直後から、ECOWAS、アフリカ連合(African Union: AU)、国連、フランスが中心となって、和平仲介が精力的に行われて

きた。その結果として、内戦勃発から4カ月後の2003年1月下旬に、フランスの仲介のもとで開催された円卓会議で締結されたのがマルクーシ合意である。この円卓会議は、3派すべての反乱軍と、コートディヴォワールの3大政党である与党FPI、旧唯一党であるPDCI、共和連合(Rassemblement des républicains: RDR)、さらに国民議会に議席を有するそのほかの4つの小政党¹⁶⁾の代表を集めて開催されたもので、マルクーシ合意にはこの全勢力が署名している。コートディヴォワール政府の代表が署名していない点の特徴であるが、この点については後述する。

マルクーシ合意は、本文と付属議定書からなり、本文部分において、挙国一致内閣のもとで、内戦終結のために必要とされた政治プログラムを履行し、2005年10月に総選挙を実施するという、和平の基本的枠組みが設定されている。整備されるべき法制度などは付属議定書に明記されており、これが、挙国一致内閣が取り組むべき政治プログラムを構成している。政治プログラムは、①国籍、アイデンティティ、外国人の状況、②選挙制度、③共和国大統領の被選挙権、④土地制度、⑤メディア、⑥人間の権利と自由、⑦再統合、武装解除、動員解除(いわゆるDDR)、⑧経済の再建と社会の結合の必要性の8項目からなる。ここではこれらの項目すべてについて詳述する紙幅がないが、内戦が直接にもたらした問題(上記⑦⑧)だけでなく、1990年代後半から続く社会的、政治的な対立を念頭においた①③④、民主化にかかわる②⑤⑥などが盛り込まれている点の特徴である¹⁷⁾。

コートディヴォワール内戦では、勃発からこれまでに、11の合意文書が当事者間で取り交わされている(表2参照)。このなかでマルクーシ合意は、和平プロセスの基本的枠組みを形づくる合意文書としてもっとも重要なものである。これ以後、2005年6月のプレトリアII合意までに締結された合意文書は、いずれもマルクーシ合意の履行のあり方や手続きに関する補完的合意と位置づけられる。2007年3月のワガドゥグ合意締結によって、和平プロセスが新たな局面を迎えるまでの4年あまりの間、マルクーシ合意は和平のための基本文書であり続けた。

表2 コートディヴォワール内戦における合意文書

締結日	名称	特徴
2002年9月29日	アクラⅠ合意	ECOWAS 臨時首脳会談での共同声明。コートディヴォワール内戦に関する ECOWAS の基本的認識と対応方針を定めたもの。
2002年11月1日	ロメ合意	エヤデマ・トーゴ大統領を仲介役とする ECOWAS 調停の成果。コートディヴォワール政府代表である L・ドナ・フォログ (Laurent Dona Fologo) 経済社会委員会委員長とソロ MPC 幹事長が署名。捕虜の扱いに関する事務的な内容にとどまる。
2003年1月24日	マルクーシ合意	フランスによる調停の成果。反乱軍3派と国民議会に議席を持つ7政党の代表が署名。和平プロセスの基本的枠組みと政策課題を網羅した包括的なもの。
2003年3月7日	アクラⅡ合意	マルクーシ合意にもとづく挙国一致内閣の組閣が難航しているのを受けて開催された ECOWAS 調停の成果。マルクーシ合意署名全勢力が署名。組閣方法に関する詳細を定めたもの。
2004年7月30日	アクラⅢ合意	バボ大統領側と野党・反乱軍側が全面対立して和平プロセスが膠着状態に陥ったことを受けて開催された ECOWAS 調停の成果。マルクーシ合意の主要政治プログラムに関するスケジュールを確認したのも。マルクーシ合意署名全勢力が署名。
2005年4月6日	プレトリアⅠ合意	AU の特別調停者に任命されたムベキ・南アフリカ大統領による調停の成果。バボ大統領、ベディエ PDCI 党首、ワタラ RDR 党首の3大政治家、ソロ新勢力幹事長、挙国一致内閣首相、ムベキ調停者が署名。マルクーシ・プロセスの促進のため、政治プログラムの進め方と内容に関する解釈を一致させたもの。
2005年6月29日	プレトリアⅡ合意	プレトリアⅠ合意にもとづく取組みが遅れているのを受けて開催されたムベキ AU 調停者による調停の成果。プレトリアⅠの内容の再確認と補足がなされ、大まかなスケジュールが言及されている。署名者はプレトリアⅠ合意と同じ。
2007年3月4日	ワガドゥグ合意	コンバオレ・ブルキナファソ大統領を仲介者とする、バボ大統領とソロ新勢力幹事長の直接対話の成果。この三者が署名。両軍の統合参謀本部の設置、信頼地域撤廃、身分証明と有権者登録の開始、選挙の実施などの重要課題の履行に関する具体的な機構のあり方を定めたもの。
2007年3月26日	ワガドゥグ合意 第1追加合意	ソロ新勢力幹事長を首相に任命することを約したのも。署名者はワガドゥグ合意と同じ。
2007年11月28日	ワガドゥグ合意 第2追加合意	身分証明事業の請負企業を決定するもの。署名者はワガドゥグ合意と同じ。
2007年11月28日	ワガドゥグ合意 第3追加合意	ワガドゥグ合意の履行スケジュールを定めたもの。署名者はワガドゥグ合意と同じ。

(出所) 佐藤 [2007] ならびに各種報道資料にもとづき筆者作成。

第2節 憲法と和平合意のはざま

ワガドゥグ合意までの4年間にわたるマルクーシ・プロセスが、停滞の4年間であり、その主たる理由がバボ政権側のサボタージュにあったことは冒頭で述べた。マルクーシ合意と、サボタージュに端的に表れているバボ政権の抵抗姿勢の間には、二重の意味で密接な関係がある。ひとつには、マルクーシ合意は、バボ大統領の合法的権限を縮小させ、来るべき選挙での再選可能性を低下させかねない内容を含んでいた。バボ政権の抵抗姿勢は、マルクーシ合意のこのような内容に対する反応として説明が可能である。もうひとつの意味としては、マルクーシ合意の枠組みそのものに、バボ政権の抵抗戦術を可能にする条件が内在していたということである。以下この点について順次検討していくが、本節では、まず、和平合意と憲法の関係性について見ることにしたい。

そもそも内戦勃発当初から、バボ大統領は、反乱軍を、非憲法的な手段によって権力奪取を試みた「侵略者 (assailants)」と断じ、対等な立場での和平交渉に対して難色を示してきた。これは、選挙によって選出され、合法的に政権を担う大統領として当然の見地といえる。現に、内戦勃発後最初に開催された ECOWAS の緊急首脳会議 (2002年9月29日) でも、コートディヴォワールの民主主義と憲法的合法性の堅持が重要な点として指摘され、バボ大統領の正統性が確認されている¹⁸⁾。しかしながら、実際問題として、内戦の和平交渉は、合法的権威と適法でない武装集団の間の対話なしには進展しえない。この現実的な要請の前に、国家主権や憲法秩序の至上性という原理は、さしあたり脇に置かれねばならないところがある。

マルクーシ合意は、以上のような原理と現実の要請とのせめぎ合いに則して、一定の配慮が施されたものである。まず、マルクーシ合意は、前にも簡単に触れたが、コートディヴォワール政府を署名当事者に含めていない。これは、反乱軍との直接対話を拒むバボ大統領への配慮であろう。その代わり、

マルクーシ円卓会議終了翌日からフランス大統領、国連事務総長、AU議長が共同議長を務める首脳会議（通称「クレベール会議」¹⁹⁾が別途パリで開催され、この席でバボ大統領がマルクーシ合意を受け入れる旨の意思表明を行っている。これが、コートディヴォワール政府の同合意へのコミットメントの根拠となっている。

次に、マルクーシ合意が定める制度的手続きにも工夫が見られる。署名全勢力の権力分掌体制である挙国一致内閣には、当然ながら反乱軍も参加している²⁰⁾。しかしながら、挙国一致内閣は、政治プログラム実施に関連する法律を単独では決定できず、法案を国民議会に付議しなければならない。この手続きは、政治プログラムの大半について、政令 (décret) ではなく、法 (loi) の改正が必要だと付属議定書で明記されていることが根拠である。大統領が率いる与党 FPI は国民議会の最大勢力を占め、国民議会議長ポストも持っているので、国民議会への付議は、事実上、与党に対して和平プロセスの監視権を担保したものとといえるだろう。

だが、このような政治的配慮にもかかわらず、マルクーシ合意が、その本質において和平交渉という現実的要請に重きを置き、大統領が持つ合法的な権限に一定の制限を付すものであったことは間違いない。コートディヴォワール憲法²¹⁾では、大統領は、「執政権の排他的な保持者」（第41条）と明記され、首相を始めとする閣僚の任免、閣議の主宰、官僚や軍人の任免、全軍の最高司令権、恩赦などさまざまな権限を有する。かたや、首相は、大統領の承認なしには閣僚を任命することができないし、その役割も、内閣の活動を「促進し (anime)、調整する (coordonne)」(同) ことに限定されている。

これに対してマルクーシ合意のもとでは、挙国一致内閣の首相の選任には署名全勢力の一致した承認が求められるほか、管轄やポスト数も署名組織間で協議のうえ分配されることとなっており、大統領は閣僚の任免権を事実上喪失している²²⁾。また、挙国一致内閣が、「憲法に定められた権限委任の適用により、任務の完遂に必要な執政上の特権 (prérogatives de l'exécutif) を有する」ことも合意に明記されており (マルクーシ合意本文第3段落の e)、これ

は大統領に対して権限の委譲を求めるものである²³。また、内閣における首相の役割についても、明らかに憲法での文言よりも強いイニシアティブを示す、「指揮 (diriger)」という表現が取られている (同c)。さらに、同合意では、軍隊の再編や現存する武装勢力の統合 (同f, g) も挙国一致内閣の任務として言及されているが、これは、軍高官の任免権と全軍最高司令権を持つ大統領の権限に踏み込んでいる。

ここからは、一面では憲法の至上性への配慮を示し、それに則った手続きを支持しながら、他方では、政治的合意を根拠にして憲法の規定に一定の修正を加えるという、マルクーシ合意の持つ曖昧な二重性とでも言うべき性格が浮き彫りになる²⁴。

もちろんそれは、原理への配慮と現実的要請の兼合いを模索するなかで、やむなく得られたひとつの結論ではあった。しかし、結果的には、この二重性が、バボ大統領に抵抗の契機を与えることとなったのである。

クレベール会談後の記者会見でバボ大統領は次のように明言した。「戦争から抜け出す2つの道がある。戦争をして軍事的に勝つか、勝たない場合に話し合って妥協するかだ。私は戦争に勝たなかった。だから、私が取れる道は、話し合って妥協することだった。これからアビジャンに帰って、私は勝たなかったと国民に言うつもりだ」(2003年1月26日)。ここには戦闘継続を断念し、和平合意を受諾する意志が明確に表明されている。

しかし、この翌日にアビジャンに戻ったバボ大統領は、その日のうちに行うはずだった国民向けの演説を延期し続けた。11日後(2003年2月7日)にようやく開催された演説で、バボ大統領は、マルクーシ合意の「精神は認める」としながらも、同合意には「いくつかの矛盾」があると指摘し、「矛盾に突き当たったときには常に憲法に立ち戻るべき」だとの見解を表明したのである。この見解は、政治的合意を憲法に優越させるという、マルクーシ合意の明文化されざる本質——むしろこれこそが同合意の「精神」といえる——に真っ向から対立するものと言える。以後、マルクーシ合意の履行に対するサボタージュは、常に、憲法に照らしての大統領の合法的権限の行使と

いう名目のもとに正当化されていくことになるのである。

さて、このような姿勢を結果として招くことになったマルクーシ合意には、制度としての欠陥があったと考えるべきなのだろうか。そもそも、和平合意というものは、激しい紛争によって国内の秩序が混乱した状況下で、既存の憲法に代わって、憲法規範に相当するものを創出する機能を担うことが期待されている（篠田 [2003: 73-76]）。その意味で、和平合意は、原理的に言って、憲法との代替もしくは補完関係の質が問われざるをえないものと言え、そこには既存の憲法との整合性をめぐる論争が潜在的に孕まれていると考えることができる。すなわち、二重性を梃子にしたサボタージュ戦術を引き起こす可能性そのものは、マルクーシ合意にとどまらず、和平合意一般について指摘しうるものと言えらるだろう。

ただ、あらゆる和平合意が、既存の憲法を盾にしたサボタージュに直面してきたかと言えば、そうではないだろう。マルクーシ・プロセスにおいてこのような事態が生じてきたことには、合意そのものの以外の条件がかかわっていると見ておいてよかろう。

コートディヴォワールの場合は、早期に戦闘が落ち着き、国際的な監視のもとに政府側、反乱軍側の支配地が確定されたことが見逃せない。これにより政府側は、前節での検討から示唆される一定の財政基盤を確保しつつ、実効支配を続けることが可能になった。このことは領土こそ分断されたものの国家の連続性が実態的に維持されたことを意味しており、既存憲法の優位性を謳うバボ大統領の主張を結果として裏書きすることになったと言える。この意味では、南北分断の固定化という、地政学上のステータス・クオの質が、和平合意に本来的に含まれる二重性を強く浮き彫りにするという結果をもたらしたとも言えらるだろう。

第3節 抵抗戦術の手段と資源

バボ政権の抵抗戦術は、政治プログラムの実施にあたる挙国一致内閣の活動を妨げることに、国民議会を通して政治プログラムを骨抜きにすることの両面から追究された。本節では、これを具体的に見ていきたい。

挙国一致内閣の発足から1年後の2004年3月に発出された野党4党(PDCI, RDR の他2党)と反乱軍3派の共同声明では、公務員の不服従がきわめて高いレベルにあるため、FPI以外の閣僚が独自に省庁運営を行うのがきわめて困難であることが訴えられている(*EIU Country Report*, June, 2004, p.16)。このことはバボ大統領が、和平プロセス下でも、省庁や国営企業を自派の高官によって実質的に支配し続けたことを物語っている。また、この共同声明では、行政運営の監督にあたる行政監督局(Inspection générale d'Etat)と、法律の合憲性を判断する憲法委員会(Conseil constitutionnel)が、いずれも政治任用によってバボ側の意向に沿う編成になっていることも指摘されている。

バボ大統領はマルクーシ・プロセスの要となる国民議会での主導権も掌握していた。国民議会議長のM・クリバリ(Mamadou Koulibaly)と、FPI国民議會議員団団長でバボ大統領夫人のシモーヌ・バボ(Simone Gbagbo, 以下シモーヌ)は、バボ政権の中核を形成する政権中枢の最重要人物である。2004年に入ってようやく国民議会に法案が付議されるようになったが、その大半は、内閣に差し戻されるか、重要な内容が骨抜きにされた形で可決されるという運命をたどった。

バボ大統領側が制度的手続きのプロセスをこのように完全に支配したため、野党と反乱軍が自らの意向をマルクーシ・プロセスに反映させることは困難であった。このため野党と反乱軍にできることは閣議のボイコット、文書やメディアを通しての批判、デモなどしかなかった。2004年3月には、PDCI, RDRを含む野党4党によってマルクーシ合意の推進を求める大デモが計画

されたが、バボ大統領は治安部隊を投入してこれを弾圧した²⁵⁾。この弾圧には、「愛国青年」(jeunes patriotes)と呼ばれるバボ支持者からなる民兵も参加した。「愛国青年」は、この事件のほかにも、蝟集して野党と反乱軍の閣僚を威圧したり、野党系の新聞社に襲撃をかけるなど、合意推進派を萎縮させるような行動を展開してきた²⁶⁾。

このように合意の履行を組織的に遅滞させる一方で、バボ大統領側は、2004年11月になって、反乱軍側が武装解除を拒否していることを理由に停戦協定を一方的に破棄し、反乱軍の拠点に爆撃を行っていてもいる。この戦闘で使われた航空機は、内戦勃発後にパイロット(傭兵)とともに急遽調達されたものである。

以上のように、バボ大統領は、マルクーシ・プロセス下でも国家的な意志決定過程をほぼ完全に掌握し、合意の履行を遅らせることに成功してきた。FPIは国民議会での最大政党ながら過半数以上を占めてはいないし、挙国一致内閣でも41ポスト中10ポストしか配分されていないので、バボ大統領の支配は、一党制や一党優位制におけるような、数によって支えられたものではない。支配の鍵は、国家機構の要衝となる幹部ポストへの任免権をバボ大統領が保持していることである。そしてこの任命権が憲法によって根拠づけられたものであることは言うまでもない。

抵抗戦術の重要な資源である暴力についても触れておきたい。2004年3月の野党勢力に対する弾圧は、治安維持という観点から正当化される域を逸脱したものであり、大統領側の政治的意向をうけた活動と言える。このことは、治安部隊(国軍、警察、憲兵隊)が政権の意向に忠実な集団であることを物語っている²⁷⁾。また、民兵の役割も大きい。民兵は、反仏的なデモや暴動を起こしたり、UNOCI部隊に対する挑発攻撃などを行うことで、国際的仲介者がバボ大統領に対して圧力をかけることを牽制してきている²⁸⁾。

暴力はまた政権内部にも向けられてきた。4年以上にわたり抵抗戦術が一貫して保持されてきたことは、大統領を中心とする政権中枢が強く結束していることの現れである。現在までに政権中枢として名前が挙げられているの

は、前述のシモース、クリバリのほか、P・ボフン・ブアブレ（Paul Bohoun Bouabré）経済財政相、B・カデ（Bertin Kadet）国防担当大統領顧問、シモースに近い宗教者M・コレ師（pastor Moise Koré）である。この政権中枢は、抵抗戦術に消極的と見なされた幹部を随時排除することによって維持されてきた。2004年11月には、バボ政権成立以来忠実に従ってきた参謀総長が解任された。この参謀総長は解任後すぐ亡命状態に入っている²⁹⁾。さらに2005年6月には、開戦以来、国軍の公式発表を担当してきた軍報道官の大佐が解任されたが、この大佐は、解任翌週に国軍兵士から暴行を受け、重傷を負っている。大統領の政権中枢が、暴力的な手法も使いつつ、強硬路線を維持できない者を排除しながら強固な結束を維持してきた様子が見てとれる。外部（野党と反乱軍）と内部（政権中枢）に対する暴力は、抵抗姿勢を支える重要な手法であることがわかる。

第4節 再選可能性をかけた抵抗

次に、バボ大統領の抵抗の直接の対象である、政策プログラムの内容に着目して分析を加えていきたい。端的に言うとその焦点となったのは、大統領の被選挙権に関する現行憲法第35条の規定の一部を改正すべしという提案である（上記③ [p. 98] の項目である「共和国大統領の被選挙権」）。

現行憲法第35条は、大統領選挙に出馬するための条件として、本人が生まれながらのコートディヴォワール人（ivoirien）であることに加え、「生まれながらのコートディヴォワール人である父と母のもとに生まれた」ことを明記している。これに対して、付属議定書第3章1条は、両親の国籍要件を「生まれながらにコートディヴォワール人である父か母のもとに生まれた」ことに改正するべきであると提案している。この提案は、もし実現された場合、1990年代以降、大統領選挙から排除されてきたある有力政治家の出馬を可能にするものとして、マルクーシ合意の政治プログラムのなかでもとりわ

け注目されているものである。

その有力政治家とは、3大政党の一角を占めるRDRのA・D・ワタラ（Al-assane Dramane Ouattara）党首である。国際機関で要職を歴任してきたエコノミストであるワタラは、1990年に、高齢化著しいウフエ大統領に代わって国政を取り仕切る首相として抜擢され、それ以来、ウフエの後継の座を争うライバルたちによって敵視されてきた。当時からワタラは、本人のブルキナファソとの浅からぬ関係のほか、父親がブルキナファソ系ではないかと取り沙汰されてきた³⁰。現行憲法第35条の規定は、ワタラについてささやかれたこの経歴に着目して、1990年代の半ば以降の政争のなかで、ワタラを大統領選挙から排除するために制定されてきたものである³¹。また、この法制度の導入に際して、「生粋のイヴォワリアン」による統治を正当化するイデオロギーが当時の政権によって喧伝されたことで、この問題は、1990年代半ば以降のコートディヴォワールにおいて、排外主義や差別的暴力の問題とも結びついてきた経緯がある³²。

マルクーシ合意での改正提案は、1990年代に導入されたこの排他的規定の廃止を勧告しているに等しく、ワタラの大統領選挙への立候補を認めるべきだという提案と事実上同義である³³。

憲法第35条の改正提案に関してバボ大統領は、憲法規定を盾にとって抵抗してきた。現行憲法は、大統領の権限にかかわる条項の改正は、国民投票による承認が必要だと謳っている（第126条）。有権者登録そのものが和平プロセスの重要課題のひとつとなっている現状では、選挙以前に国民投票を実施するのは困難であり、よって第35条の改正も不可能であるというのがバボ大統領側の主張である。また、領土の一体性に危機が生じている状況ではいかなる憲法改正手続きを開始してはならないとする憲法第127条の規定も、主張の論拠になっている。

国民投票の開催が事実上不可能ということは、第35条改正提案が孕む重大な問題点として当初から指摘されていた（Bois du Gaudusson [2003]）が、2005年3月から6月にかけてのT・ムベキ（Thabo Mbeki）南アフリカ大統領

を仲介者とする AU 調停によって、憲法第48条に謳われた大統領の非常大権を行使することによって改正するという提案が示され、バボ大統領もこの提案を受け入れた。しかし、これを受けて公表された大統領令の素案は、非常大権にもとづく第35条の改正と抱合わせにする形で、選挙実施に関する実務を、権力分掌体制で運営されている独立選挙管理委員会 (Commission électorale indépendante: CEI) ではなく、国立統計研究所 (Institut national de la statistique: INS) に担わせるとする計画を含むものだった。INS は、多くの国立の機関と同様、バボ大統領の支持者によって経営陣が占められている。野党と反乱軍側が、CEI が選挙実務を統括することを謳ったマルクーシ合意に反すとしてこの提案を拒絶したことにより、第35条改正は頓挫することとなった。

第35条改正問題をめぐるこのようなバボ大統領の対応は、まずワタラの排除を追求し、それが不可能ならば、その代わりに選挙プロセスに対する影響力を確保することを狙うというものである。ここには自らの再選可能性を高めようとする戦術が明確に見てとれるが、これは、ワタラが出馬した場合、自らの再選が危機に晒されるという懸念をバボ大統領が抱いていることを意味している。つまり、バボ大統領は、来るべき選挙で自らがやすやすと当選を果たせるとは考えていないということである。

この情勢認識は、過去の選挙結果に照らして領けるものである。もともとバボは、かなり特殊な条件のもとで大統領に当選した。バボが当選を果たした2000年10月の選挙は、民政移管のために実施されたものであるが、大統領就任を狙ったゲイ軍事政権首班の工作により、ワタラとベディエが出馬を認められなかった。3大政治家のうち2人が排除されたこの選挙では、投票率は37%と低迷した。バボは有効投票数比で56%の票を得たが、これは登録有権者比で見れば20%程度でしかない³⁴。バボは、民族的には中西部のベテ (Bété) とディダ (Dida) から支持される傾向がある (大統領自身はベテ) が、人口規模は20%に満たず、民族動員に訴えても当選を確実にするには至らない。

このことは、十分な支持基盤を持たない現職大統領の次期選挙に対する怖れが、マルクーシ・プロセスを停滞させている重要な背景になっていることを示している。バボ大統領は、自らの再選可能性を低下させかねないものとして、合意の履行に執拗に抵抗しているのである。

第5節 三者鼎立状態

ただ、バボ大統領のこのような姿勢は、1990年代半ば以降のコートディヴォワール政治に根づいた政治対立の構造からも光をあてられなければならない。実のところ、バボ大統領の抵抗姿勢は、内戦下で初めて現れた「オリジナル」なものというよりは、先行した歴代政権にも見られたあるパターン化された振舞いとしての側面が見いだせるからである。

この点を論ずるためには、まず、バボ、ベディエ、ワタラの3大政治家が、お互い誰ひとりとしてライバルに対して明確な優位を確立していないということを知る必要がある。バボについては前節で検討した通りである。PDCIのベディエ党首は、一党制期のPDCIで着実にキャリアを積み重ね、ウフェ初代大統領の後継として、1993年12月から1999年12月に軍事クーデタで打倒されるまでの6年間にわたって大統領を務めた人物である⁶⁵。存命する唯一の元大統領でもあり、現在もPDCIのもっとも有力なリーダーではある。

しかし、ベディエは、大統領に就任した当時から、党内の支持基盤が十分でなかった。1995年の大統領選挙では圧勝したが、この選挙は、ベディエからの執拗な圧力に屈する形でワタラが立候補を断念し、バボもベディエ政権の選挙運営に抗議してボイコットしたものだ。クーデタによって国外亡命生活に入ってから、PDCIの危機管理委員会から早々に党首職の「休職」を宣言されたほか、2000年10月の民政移管のための大統領選挙を控えた党内候補者指名選挙でも4分の1あまりの支持しか得られず、ナンバー2の元内相の次点に甘んじている。バボ政権の成立後に政界への復帰を果たしたが、

かつてより支持基盤が強化されたことを示す材料はない。民族的には人口上の最大民族であるバウレ (Baulé) の支持を得ているとされるが、バウレの人口規模も20%程度でしかない。

次にRDRのワタラであるが、前述の通り1995年、2000年とも大統領選挙に出馬しておらず、彼自身の選挙での実力は未知数である。彼が率いるRDRは、1995年の国民議会選挙ではFPIをやや上回る結果を残した(2000年の国民議会選挙はボイコットした)。また、2001年3月に実施された、全国196のコミュン(commune。都市行政区)の首長と議会を選出する選挙では63コミュンで勝利を収め、PDCI(60コミュン)、FPI(30コミュン)を上回った。このときの全国での得票率は27%であった。2002年7月の県(département)と特別区(district)の議会選挙では、全国58選挙区(56県と2特別区)のうち10選挙区でしか勝利できず、FPI、PDCI(ともに18選挙区で勝利)に敗北したが、このときの全国での得票率もほぼ27%であった。

これらのことから、ワタラはこれらの地方選の結果に近い得票は得られるであろうとの推測が成り立つが、ほかの2人に対して圧倒的な優位を占めていると言うにはほど遠い。ワタラは、植民地化以前に北部地域に版図を持った王国の末裔であり、北部一帯の民族、とりわけマリンケ(Malinké)の間で強い支持基盤を持つとされる。しかし、ほかの2人と同様、マリンケの人口規模もそれほど大きくはない⁹⁶⁾。

このように、コートディヴォワール政治の中心を占める3大政治家は、勢力の面ではほぼ互角の三者鼎立の状態を形づくっている。ベディエとワタラの対立はウフエ初代大統領の後継争いから生じてきたものであった。これに民主化運動のなかから登場したバボを加えた三者が、複数政党制のもとであい争うことで形成されたのが、現在の三者鼎立状態である。この意味で現在の三者鼎立状態は、ウフエの死去と民主化という1990年代に生じた2つの局面転換の帰結として生じたものである。

三者鼎立状態は、半ば構造化された形で維持されてきたものと言える。むしろ、ここで構造化とは言っても、各人が率いる3つの政党からなるシステ

ムができあがっていると見立てるのはあまり適切ではない。各党とも、基本的には、リーダーを補佐するエリートの供給源と、選挙での動員機関としての機能が主であり、どちらかと言えば、リーダーに従属する組織としての性格を強く持つ⁹⁷⁾。したがって、ここには3党からなる政党システムの体裁が外見上見られはするものの⁹⁸⁾、極を構成する単位として重要なのは、党よりも、バボ、ワタラ、ベディエという具体的な人物たちである。その意味で、三者鼎立状態は、政党システムというより、エリートの賦存状況の問題にはかならない。

ここで構造化という表現を使うことの狙いは、1990年代半ばから今日に至るまで、3人の異なる現職大統領（ベディエ、正式には大統領ではないがゲイ軍事政権首班、バボ）が同じく、三者のいずれかを排除しようとする戦略を追究してきたことに注目してのことである。1995年当時の現職であるベディエはワタラを、2000年当時の現職であるゲイはベディエとワタラをそれぞれ排除した。そして次期選挙を見据えて、バボ現大統領は、第35条の改正提案に抵抗する形でワタラを排除する可能性を模索した。三者の想定される選挙での実力を踏まえたとき、これは再選を果たすためのもっとも確実な手段であったと言えるかもしれない。いずれにせよ、選挙からの事前排除策が、与件として動かし難いエリートの賦存状況に即応する形で編み出された、パターン化された行動であることは間違いがない。

すでに述べた通り、憲法第35条ならびにその前身である1994年選挙法は、ワタラをターゲットとした事前排除策の手段として導入され、維持されてきたものであった。つまり、この制度は、三者鼎立状態がもたらしうる選挙結果の不確実性を少しでも低下させようという意図に沿って設計されたものとしての側面を持つわけである。その意味では、バボ大統領の抵抗姿勢は、再選を確実にしたいという本人のモチベーションにもとづくのみならず、1990年代以降の政治史に埋め込まれた構造に由来する、パターン化された行動をとっているものとして理解することが可能となる。

言い換えると、現在こそ、和平合意の履行という具体的なプロセスにおけ

るバボ大統領の姿勢が問題になっているが、彼の振舞いは、1995年のベディエと、2000年のゲイという、三重の透かしのなかで、コートディヴォワール政治における遺産の問題としても、捉えられねばならないということになる。この意味において、マルクーシ合意の履行の遅れとは、過去の歴史の写し画としても立ち現れることになる。

この意味でマルクーシ・プロセスは、1990年代以降のコートディヴォワール政治史にとっての主要課題である民主化と政治的安定性について、次のような意味を有していることになる。まず、マルクーシ合意における憲法第35条の改正提案が、1990年代半ば以降の三者鼎立状態のなかで編み出されてきた権力闘争のゲームのルールを書き換えうるものであることは明瞭である。第35条の改正提案は、事前排除策を放棄して、3人全員が揃って同じ選挙に臨むべしという選挙像を提示しているものにほかならないからである。

「競争と参加」という観念に照らせば、これが、一定の「前進」と評価されうるものであることは間違いない。この意味で、マルクーシ・プロセスは、民主化に関する一定のインプリケーションを持つものとは言える。しかしながら、現時点で三者の勢力を推測するかぎり、この「前進」した選挙が、仮に実施された場合、その結果はかなり伯仲したものになることが十分に予想される。内戦終結を画するはずの選挙そのものが、選挙の実施や結果受入れをめぐる新たな混乱を引き起こす可能性は高い。この意味では、マルクーシ・プロセスは、民主化に関して一定の意義を有するとはいえ、政治的安定との両立に関しては、実効性が期待できる策を欠いたものといえる。

バボ大統領は必ずしも、このような安定性に関する考慮から合意の履行を妨げているわけではないだろう。しかし、以上の考察からはっきりとわかることは、マルクーシ・プロセスの停滞が、事前排除なしには調停が困難という、1990年代以降に定着した政治構造に内在する問題の解決の難しさを図らずも照らし出しているということである。中期的な政治対立の調停を担わされたことが、マルクーシ・プロセスの停滞をもたらした重要な——ある意味で本質的な——要因であることは確かなことである。

結論と展望

本章では、内戦以前からの政治史の連続性という観点から、バボ大統領の抵抗姿勢の持つ意味を読み解いてきた。まず、内戦下でも合法政権の連続性が一定程度確保されていたことが、既存の憲法に対する和平合意の優位性をゆるがせた。これにより、マルクーシ合意の内容に向けられた大統領側の反感が、具体的な抵抗戦術として展開される基本的条件ができあがった。問題となった内容は、憲法で認められた大統領権限の縮小と、自らの再選可能性を低下させかねないということであるが、有権者の間での大きな支持を期待できないというバボ大統領側の事情が、とくに後者の内容に関する抵抗感を強めた。

ただこのことは、バボ大統領だけの事情というよりは、1990年代以降のコートディヴォワール政治史に定着した、三者鼎立のエリート賦存状況に内在したものという側面がある。この意味で、バボ大統領の抵抗姿勢には、1990年代半ば以降に固定化した政治構造に埋め込まれた行動としての性格も認められるものである。このことは、和平プロセスが、内戦そのものの終結というところにとどまらず、中期的な政治対立の調停という役割を担わされたことと表裏一体である。

また、このことは、反乱軍対政府側という内戦の基本構図だけでは、コートディヴォワール内戦における和平プロセスの停滞を説明できないことを意味している。内戦勃発そのものについては、1999年の軍事クーデタに始まる軍事政権とその遺産としての反乱軍の誕生という、比較的短期の時間軸で整理が可能である。しかし、和平プロセスの焦点は、紛争当事者であるこの両者の調停というより、内戦以前から存在した鼎立状態にある三者間の調停の問題に置かれた。このため、和平プロセスに関しては、軍事クーデタ以前に遡る、中期的な時間軸に照らしてでなければ、的確な意義づけができない。したがって、コートディヴォワール内戦には、力点と時間軸の異なる2つの

対立構図が混在していることになる。これは、この内戦の全体像を理解するうえで欠かせないポイントである。

さらに、この観察からは、内戦研究全体に対して、次のような一般的論点を提示することができよう。それは、広く内戦というものを検討する際には、内戦以前からの政治の連続性への考慮が欠かせないということである。内戦は、確かに、その国の歴史に大きな断絶を持ち込みうるものである。しかし、内戦勃発とともに、内戦前から存在した政治制度、主要政治家、政治勢力、対立構造、争点などがそっくり消え去るわけでは必ずしもない。いわば内戦は、内戦前からの要素の連続性と新たに持ち込まれた断絶の程度と質のセットとして現前し、内戦期の政治のダイナミクスそのものを動かしながら、来たるべき紛争後の政治の基本的条件のあり方を提起することになる。このことは、内戦というそれ自体衝撃的な出来事のインパクトに過剰に目を奪われることなく、歴史的な連続性に十分に留意すべきことの重要性を指し示している。アフリカ諸国の場合であれば、独立以後の国家のあり方や近年の民主化といったそれぞれの国固有の政治的遺産が、内戦そのもの、ひいては和平プロセスの質を大きく左右するのだということが、とくに重要な着眼点になると指摘しておきたい。

最後に、和平プロセスに新たな局面をもたらしているワガドゥグ合意以後の動きについて簡単に整理し、展望を示しておきたい。

そもそもマルクーシ合意において所期の選挙期日とされた2005年10月に選挙を実施できなかったことで、大統領の任期が切れてしまうという事態が生じた。権力の空白を防ぐために、ECOWAS, AU の勧告を踏まえた安保理決議1633（2005年10月21日付）によって、バボ大統領の任期を1年延長することが国際的に承認され、2006年10月が新たな選挙期日として設定された。しかし、この新たな1年間でも政治プログラムは十分に履行されず、結局、国連安保理決議1721（2006年11月1日付）によって、再度大統領の任期が1年延長されることとなった。しかし、安保理決議の翌日に、バボは、またしても「合意のなかで憲法に合致しないものは履行されないだろう」という従来

見解を示したのである。停滞をもたらしてきた根本的な条件はまったく変わっておらず、マルクーシ・プロセスが完全なデッドロックに陥っていることが、ここで明らかになった。

この流れのなかで、バボ大統領が、これまで拒んできた反乱軍側との直接対話を提案した。野党と反乱軍もこれに賛同し、B・コンパオレ (Blaise Compaoré) ブルキナファソ大統領を仲介者とする、バボ大統領、ソロ新勢力幹事長の直接対話を実現した。その成果が、2007年3月4日に締結されたワガドゥグ合意である。この合意は、これまでの交渉でとりわけ懸案となってきた身分証明、有権者登録、両軍統合の問題に関して、履行の方針、担当機構のあり方、履行期日などを、細部に立ち入って定めている。最終的には2008年7月までに選挙を実施するというスケジュールも示された。

ワガドゥグ合意は、移行期の国家運営に関する意志決定機構を一変させたところに重要な特徴がある。まず、ソロ新勢力幹事長が挙国一致内閣の首相に就任した。政治プログラムの履行を監督する機関として、バボ大統領、ソロ新勢力幹事長、ベディエ PDCI 党首、ワタラ RDR 党首、仲介者であるコンパオレの五者からなる常設調整機構 (Cadre permanent de concertation: CPC) が設置された。さらに、履行の進展度に関する評価を行う機構として、仲介者、大統領、反乱軍の三者の代表からなる機構評価モニタリング委員会 (Comité d'évaluation et d'accompagnement: CEA) が設置された。これらの措置は、実質的な有力者たちを政治プログラムの履行に直接関与させるものといえる。

また本合意での要請を受けて、政府軍と反乱軍の緩衝地帯として設定されていた「信頼地域」が、2007年5月から順次撤廃され、フランスのユニコーン部隊の兵力も2007年8月までに約1000人の規模にまで縮小された。2007年7月には、内戦勃発以来初めて、バボ大統領が反乱軍の本拠地であるブアケを訪問し、アフリカ諸国首脳の前席のもと、「平和の火」で武器を燃やす象徴的なセレモニーを行った。これに応答する形で、2007年10月には、ソロ新勢力幹事長も、バボ大統領のお膝元である中西部の都市ガニョア (Gagnoa) 訪問を果たしている。これらの出来事は、コートディヴォワール内戦がおよ

いよ「終わりの始まり」の段階に入ったことを強く感じさせるものである。

ワガドゥグ・プロセスには当初の予定よりかなりの遅れが見られ、予定された2008年11月（当初2008年7月とされていたが、若干後ろにずらされた）までに大統領選挙が実施されるかどうかは、最終段階になるまではっきりしないところがある。ただ、和平プロセスにおける諸懸案（とくに身分証明、有権者登録、国軍統合）に関して、紛争当事者同士がかなり具体的なところまで踏み込んで合意していることもあり、突発的な事態が起こらないかぎり、あとは実施の問題のみとなったとの見方は成り立つ⁵⁹。政府と反乱軍の直接対話の成果であるワガドゥグ合意は、和平プロセスを、前述したようなねじれた構図ではなく、内戦そのものの構図に引き戻したものであった。同プロセス下で和平に至る手続きがより迅速に進展したことには、この点も大きく関係していたと言える。

ただ、次の点だけははっきりしている。内戦終結のためには、大統領選挙を実施しなければならないという点である。ワタラを含め全員が立候補できるのか。有権者登録と選挙の運営は公平に行われるか。投票は平和裡に実施されるか。そして、3大政治家が皆、結果を受け入れるのか。結局、コートディヴォワール内戦は、最終局面において、再び三者鼎立の問題に逢着することになる。和平プロセスの掉尾を飾る選挙が告げるものが、1990年代半ば以降の政治の延長なのか、それとも、何らかの新たな始まりなのか。紛争後の課題の焦点はまさにここにあると言ってよい。

[注] _____

- (1) 排外主義イデオロギーに関しては Dozon [1997, 2000], 佐藤 [2006b], 軍事的秩序ならびに軍の問題に関しては Kieffer [2000], Bouquet [2005], 佐藤 [2002b, 2006a] などで論じられてきた。これらの論考の一部は、内戦勃発前に発表されたものであるが、今日の状況につながる論点を先駆的に示しているものとして重要である。
- (2) そもそも北部地域での政府側の治安部隊は、ごく小さな警察署や憲兵隊哨所のみであった。反乱軍による支配は、数人の兵士によってこれらの拠点を掌握したということにとどまる。勃発からマルクーシ合意締結までの戦況に

については佐藤 [2003] で詳述している。

- (3) それぞれ、全西部イヴォワール人民運動 (Mouvement populaire ivoirien du Grand Ouest: MPIGO) と正義平和運動 (Mouvement pour la justice et la paix: MJP) を名乗る。
- (4) 西アフリカに広域的に分布するマンディンゴ (Mandingo) 系の文化圏で見られるもので、加入儀礼を経た者だけが参加を許される狩人結社を構成する。名称は地域によって異なるが、コートディヴォワールで一般に「ドゾ」(*dozo*) と呼ばれる。シエラレオネでは、「カマジョール」(*kamajor*) の名で知られ、同国での内戦時に民兵として組織されたことから、国際プレスなどを通して広く知られるようになった。首飾りなどの呪物を身にまとった特徴的な格好をしており、呪力を持つとして恐れられている。近年では、獲物である動物の減少にともない、自警団、ボディガード、民兵などとして雇用される例が増え、政治研究上も見逃せない存在となってきた (栗本 [1999], Basset [2003])。
- (5) 1972年生まれ。アビジャン大学在学中に、同国最大の学生運動組織の委員長を務める。軍人ではない。野党 RDR (後述 [p. 98]) で活動していた時期がある。
- (6) 挙兵は、バボ大統領の外遊中を狙ってなされ、バボ政権の中枢幹部であった内相、国防相、参謀総長宅が襲撃された。内相はこのときの攻撃で死亡した。挙兵初日に、ゲイ元軍事政権首班も殺害されているが、これは反乱軍によるものではなく、バボ政権側の兵士によるものとされている。
- (7) ソロ幹事長は、内戦後に刊行した自伝 (Soro [2005]) で、バボ政権が、北部地域出身者に対する差別を行っているという認識を示し、これを止めさせるために MPCCI を組織して挙兵したと述べている。しかし、蜂起後最初に反乱兵側から発表された声明は、軍での継続雇用を求める志願兵の反乱だというものであったし、その時点では組織名も名乗っていなかった。MPCCI という名称が名乗られるのは10日ほど後のことである。また、ソロが「幹事長」という肩書きとともに登場するのも、挙兵から1カ月近く経ってからのことである。この時間差についてソロは、蜂起に失敗したアビジャンから反乱軍の拠点のブアケまで逃避行を続けるのに時間がかかったと自伝で説明している。しかし、MPCCI を名乗ってから最初に示された要求は、「大統領退陣と民主的選挙の実施」というものであり、北部人差別の問題にはとくに言及されていない。
- (8) 反乱軍は比較的新式の機関銃、ロケットランチャー、自動小銃などを装備しており、四輪駆動車なども保有していた。占領直後のブアケでは、MPCCI 兵士が略奪を行わず、現金を支払って物資を調達していたことも国際プレスで盛んに報告された。資金提供者がいたはずだが、誰なのか、また真の狙いは

何かは依然として不明である。

- (9) フランスの軍事介入は、アビジャン駐留基地の兵力と大規模な増派部隊によって実施された。フランスによるアフリカへの軍事介入としては、1980年代のチャド介入以来の大規模なものである。ECOMICIは、セネガル、ベナン、ガーナ、ニジェール、トーゴを中心に編成されていた。
- (10) 民兵の活動については佐藤 [2006c] を参照。
- (11) とりわけ、コートディヴォワールの北隣に位置する内陸国のブルキナファソは、輸出港であるアビジャン、サンペドロ (San Pédro) への交通網を寸断されたことで深刻な打撃を被っている。また、コートディヴォワールに滞在していた同国出身の出稼ぎ労働者や入植者10万人以上が、内戦勃発後、本国に帰還した。
- (12) シエラレオネでは、内戦が勃発した1991年から、事態が好転に向かう2000年までの11年間で見ると、年平均GDP成長率はマイナス4%以下の水準であり、単年度ではマイナス10%台に入った年も3度あった。リベリアでは、1989年末から1997年7月までの第1次内戦では、最初の2年間に経済成長率はマイナス9~10%に落ち込み、その後数年間は統計を取ることができないほど経済が混乱した。首都モンロヴィアで激しい戦闘が展開された2003年には、GDP成長率はマイナス31%を記録している。内戦勃発後のコートディヴォワールのGDP成長率は、マイナス1.6% (2002年と2003年) から1.8% (2004年と2005年) の幅にとどまっている (*EIU Country Report*, 各号から筆者計算)。
- (13) 輸出総額の推移を見ると、近年でもっとも縮小したのは軍事政権下にあった2000年の38億8800万ドルで、内戦勃発後は、52億7500万ドル (2002年)、57億8800万ドル (2003年)、69億1900万ドル (2004年)、76億9700万ドル (2005年) と着実に増加している。主力産品であるココア (製品含む)、木材、コーヒーのほか、2005年からは、休眠していた沖合油田の操業が再開され、日産5万バレル程度ながら比較的安定した生産がなされている。これらの数字からは、石油の寄与分を差し引いて考えても、伝統的な主力産品についての生産能力はそれほど損なわれていない様子がうかがえる (数字は *EIU Country Report*, 各号による)。
- (14) 伝統的な主力産品であるココア、木材、コーヒーは、いずれも気候帯上、国土南半を主産地とする。政府側は海岸線をすべて掌握しており、沖合油田、事実上の首都であり、かつ最大港でもあるアビジャン、南西部の熱帯産品積出港であるサンペドロも、政府側が押さえている。
- (15) 内戦における破壊のスケールが内戦の質を規定する条件として働きうるという点に関しては、研究会の場で遠藤貢氏から貴重な示唆を賜った。
- (16) その他の4政党は、コートディヴォワール民主主義平和同盟 (Union pour la démocratie et la paix en Côte d'Ivoire: UDPCI)、イヴォワール労働者党 (Parti

- ivoirien des travailleurs: PIT), 未来の力運動 (Mouvement de force d'avenir: MFA), 民主市民同盟 (Union démocratique et citoyenne: UDCY)。UDPCI はゲイ元軍事政権首班の支持者からなる政党で、国民議会に20議席ほどを有する。PIT は民主化期から活動する野党だが議席数は4議席にとどまる。MFA, UDCY は党首のみが議員の個人政党である。
- (17) 付属議定書の全文訳と解説は佐藤 [2007] に掲載した。社会的、政治的対立とこれらの論点の関係についての詳しい解説は佐藤 [2006b] を参照。
- (18) この首脳会談の最終声明がアクラ I 合意である (表2 [p. 99] 参照)。
- (19) 開催された会場の名にちなみ、こう呼ばれる。また、マルクーシ円卓会議と合わせてバリ会談という名称で呼ばれることもある。
- (20) 挙国一致内閣で反乱軍側は、与党 FPI に次ぐ閣僚ポストを配分された。第1次挙国一致内閣 (首相含む全42ポスト) で FPI は10ポスト、反乱軍3派は9ポスト、第2次挙国一致内閣 (首相含む全32ポスト) では FPI は7ポスト、反乱軍は6ポストである。
- (21) コートディヴォワールで現在有効な憲法は、軍事政権からの民政移管のために、2000年7月に国民投票によって成立した第2共和制憲法である。
- (22) マルクーシ円卓会議では、反乱軍が国防相と内相 (内相は警察と憲兵隊を統括する) ポストを得ることが口頭で合意された。大統領側は、最終的にはこの実現を阻止したが、そのために9カ月にわたる政治的折衝を続けなければならなかった。この件は、マルクーシ合意下での大統領の閣僚任免権限の低下を如実に示すものである。
- (23) ここで参照されている憲法規定とは、「共和国大統領は、政令により、いくつかの権限を政府メンバーに委任することができる」とした憲法第53条の規定である。
- (24) マルクーシ合意が、法に関する文書としての性格と、政治的な合意文書としての性格の二重性を持つという Bois du Gaudusson [2003] の指摘は、同合意の性格に関するここでの議論に大いに参考になった。
- (25) 当初バボ大統領は、アビジャンの中心街に立入禁止区域を設定し、ここにデモ隊が立ち入った場合は武力で排除するという方針を示していた。しかし、デモ当日、治安部隊は立入禁止区域ではない居住区に早朝から投入されており、明らかに布告内容から逸脱している。国連の調査団はこの鎮圧によって120名の死者が出たことを報告している。
- (26) 「愛国青年」のこういった活動は枚挙に暇がない。和平仲介に訪れたドヴィルパン (Dominique de Villepin) フランス外相 (当時) を1時間以上にわたって大統領官邸に閉じこめた事件 (2002年11月)、S・E・ジャラ (Seydou Elimane Diarra) 挙国一致内閣首相のアビジャン入りを阻止しようとした国際空港滑走路占拠事件 (2003年2月)、国営放送局に侵入してソロ MPCCI 幹事長

を取り囲んだ事件（2003年6月）など、ハイレベルの高官もターゲットとなっている。「愛国青年」は、火器による武装こそしていないが実質的には民兵である（佐藤 [2006c]）。

- (27) 治安部隊がFPIの同調者によって独占されているわけではない（Kieffer [2000], 佐藤 [2002b]）が、FPIの意向を受けた勢力が主導権を握っている状態にある。
- (28) 2004年11月には、ユニコーン作戦による軍事行動（戦闘を再開した政府側の航空機を破壊）に抗議して、アビジャン市を中心に大規模な反仏暴動が起こり、在留フランス人の半数を超える8000人がフランス本国に避難する事態が起こった（佐藤 [2005a]）。また、2006年1月には、西部で活動する武装民兵の襲撃を受けて、UNOCI部隊が一時複数の拠点から撤収するという事件も起こっている。
- (29) この参謀総長はすでに2003年12月にいったん辞表を提出しながら、バボによって慰留されている。辞意の理由は、徹底応戦を求める国軍兵士が勝手に休戦ラインを破って攻撃を行ったことへの引責であるが、この時点ですでに参謀総長が軍隊内部を掌握しきれなくなっていた様子がうかがえる。後任の参謀総長は、2004年11月の停戦協定破棄による攻撃を指揮した野戦司令官であり、軍隊内の強硬派の筆頭である。この元参謀総長と、本文で次に紹介する元軍報道官の両者とも、隠棲後に、クーデタを呼びかけるアピールを発表している。
- (30) ワタラ自身は、両親とも現在のコートディヴォワール領内で出生したと主張しているが、歴代の政権はその主張を認めず、ワタラ側が提出した両親の出生証明書にも偽造という疑いをかけてきた。また、ワタラ本人も、コートディヴォワール国籍を持つてはいるが、ブルキナファソ政府の指定ポストであった西アフリカ諸国中央銀行（Banque centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest: BCEAO）副総裁を、ブルキナファソ政府代表という肩書きで務めていたことがある。ただ後には、コートディヴォワール政府の指定ポストである同行総裁にも就任している。
- (31) もともとこの条項は、ウフェ後継の座をワタラと直接に争ったベディエ大統領のイニシヤティヴにより、1994年12月に改正選挙法に盛り込まれたものであった（佐藤 [1995]）。憲法に盛り込まれたのは2000年7月制定の第2共和制憲法からである。
- (32) この問題は、一般に「イヴォワール人性」（ivoirité）の問題として知られている。この問題については佐藤 [2006a, 2006b] を参照のこと。
- (33) ただし、ワタラの立候補には、憲法改正が必ず必要というわけではない。
(30)で述べた通り、現行憲法の規定でも出馬が可能だというのがワタラ側の主張である。ただ、改正がなされれば、両親のうちいずれかについてののみ、現

コートディヴォワール領土内で出生したことを証明すればよいことになるので、立候補できる可能性が実質的に高まるということになる。

- (34) 国民議会選挙でバボの政党 FPI は大躍進を果たしたが、この背景には、大統領選挙結果の確定後に実施されるという日程が有利に働いたこと、RDR がボイコットしたこと、投票率が低かったことという要因が働いている（佐藤 [2005b]）。
- (35) コートディヴォワール憲法（当時は第1共和制）は、大統領死亡時は、国民議会議長が正大統領として残り任期を務めることを定めていた。ベディエはこの規定にもとづき、1993年12月にウフエが死去したとき、選挙なしで大統領に就任した。
- (36) 2000年選挙に際して、ワタラ側が、偽造した国民身分証を配付して有権者を水増ししようとしたという疑惑がささやかれた。この疑惑は、北部系の名前を持つ者が路上検問で、国民身分証を偽造だと決めつけられる事件を引き起こすなど、深刻な社会的広がりを見せた。バボ政権が身分証明書の更新事業に取り組んだのも、この事件が背景のひとつとなっている。ワタラ側の関与に関する真相は不明であるが、このようなスキャンダルが取り沙汰されるのは、ワタラもやすやすとは当選できないという状況認識があつてこそと考えられる。
- (37) RDR はそもそもワタラ擁立を目的として結成された政党である。バボは FPI の創設者であるが、現在の政権中枢には結党時の幹部は残っておらず、バボとシモヌ夫人の主導権がこれまでになく強化されている。PDCI には、本文でも触れた元内相のようにベディエから距離をとる有力幹部がいるので、リーダーへの従属性は、RDR と FPI よりも相対的に低いとは言える。ただ、ベディエの指導性に対する公然たる反対の動きは今のところ見られない。
- (38) イデオロギーや政策路線のことを言えば、ベディエの PDCI が保守、ワタラの RDR が改革志向の中道、バボの FPI が左派という相対的な位置関係を描くことは可能ではある。しかし、現実に取りうるる政策オプションにあまり差が出ないのが実情である。
- (39) ワガドゥグ合意締結から4カ月あまり後の2007年6月29日に、プアケ空港に着陸したソロ首相の搭乗機がロケット弾や自動小銃によって攻撃されるという事件が起こった。ソロには怪我はなかったが、このときの戦闘で数名の死傷者が出た。この攻撃は、反乱軍内部の内紛によるものと見られている。重要人物が死亡するようなことでもあれば、和平に至る条件は一変することになろう。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 栗本英世 [1999] 「シエラレオネ内戦とポスト冷戦期のアフリカの紛争」(『アジア研ワールド・トレンド』第43号 1999年3月 14-17ページ)。
- 佐藤 章 [1995] 「『基層イヴォワリアン』をめぐって——コートディヴォワール新選挙法の提起するもの——」(『アフリカレポート』第21号 14-17ページ)。
- [2000a] 「コートディヴォワールのクーデター」(『アフリカレポート』第30号 29-34ページ)。
- [2000b] 「コートディヴォワールの政治危機——争点なき多党制の閉塞——」(『アジア研ワールド・トレンド』第61号 34-41ページ)。
- [2001] 「第二共和制の不安な船出——コートディヴォワールにおける民政移管と排外主義——」(『アフリカレポート』第32号 3-8ページ)。
- [2002a] 「コートディヴォワールの国民和解フォーラム——和解の成果と今後の課題——」(『アジア経済』第43巻第5号 45-69ページ)。
- [2002b] 「『巨大な唾者』の反乱——コートディヴォワールの軍隊改革——」(『アフリカレポート』第34号 42-47ページ)。
- [2003] 「コートディヴォワール内戦の軍事的側面」(『アフリカレポート』第36号 2-10ページ)。
- [2005a] 「『犠牲者』から『和平の障害』へ——コートディヴォワール、L・バボ政権の反仏姿勢——」(『アフリカレポート』第40号 39-43ページ)。
- [2005b] 「政権交代と少数者のゲーム——コートディヴォワールの『民主化』の帰結——」(『アジア経済』第46巻第11-12号 98-125ページ)。
- [2006a] 「コートディヴォワール内戦という複合体」(『海外事情』第54巻第5号 73-87ページ)。
- [2006b] 「統治的結社とイデオロギー——コートディヴォワールにおける差別的排除的实践に関する考察——」(『文化人類学』第71巻第1号 50-71ページ)。
- [2006c] 「内戦下コートディヴォワールにおける政権派民兵の政治的役割」(『アフリカレポート』第43号 43-49ページ)。
- [2007] 「コートディヴォワール内戦における和平合意(資料)」(武内進一編「アフリカにおける紛争後の課題」共同研究会中間成果報告 日本貿易振興機構アジア経済研究所 123-179ページ)。
- 篠田英朗 [2003] 『平和構築と法の支配——国際平和活動の理論的・機能的分析——』創文社。

〈外国語文献〉

- Basset, Thomas J. [2003] "Dangerous Pursuits: Hunter Associations (*Donzo ton*) and National Politics in Côte d'Ivoire," *Africa*, 73(1), pp.1-30.
- Bois de Gaudusson (du), Jean [2003] "L'accord de Marcoussis, entre droit et politique," *Afrique contemporaine*, no 206, été, pp.41-55.
- Bois de Gaudusson (du), Jean, Gérard Conac et Christine Desouches [1997] *Les Constitutions africaines publiées en langue française*, Tome I, Paris: La Documentation Française, Bruxelles: Bruylant.
- Bouquet, Christian [2005] *Géopolitique de la Côte d'Ivoire*, Paris: Armand Colin.
- Chauveau, Jean-Pierre, and Koffi Samuel Bobo [2003] "La situation de guerre dans l'arène villageoise. Un exemple dans le Centre-Ouest ivoirien," *Politique africaine*, no 89, mars, pp.12-32.
- Dozon, Jean-Pierre [1997] "L'étranger et l'allochtone en Côte d'Ivoire," dans Bernard Contamin et Harris Memel-Fotê dir., *Le modèle ivoirien en questions: Crises, ajustements, recompositions*, Paris: Karthala, pp.779-798.
- [2000] "La Côte d'Ivoire entre démocratie, nationalisme et ethnonationalisme," *Politique africaine*, no 78, juin, pp.45-62.
- Kieffer, Guy-André [2000] "Armée ivoirienne: Le refus du déclassement," *Politique africaine*, no 78, juin, pp.26-44.
- Koulibaly, M. et. al. [2003] *La guerre de la France contre la Côte d'Ivoire*, Paris: L'Harmattan.
- Soro, Guillaume [2005] *Pourquoi je suis devenu un rebelle: La Côte d'Ivoire au bord du gouffre*, Paris: Hachette.

〈定期刊行物〉

- Economist Intelligence Unit (EIU), *Country Report* (various issues) (ウェブ版: www.eiu.com)

